

平成22年第2回京丹波町議会定例会（第1号）

平成22年6月8日（火）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成22年 6月 8日

11日間

至 平成22年 6月18日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 議案第54号 平成21年度（繰越）桧山小学校校舎・屋内運動場増改築工事及び多目的ホール等増築工事請負契約について

第 6 議案第55号 京丹波町医療等審議会設置条例の制定について

第 7 議案第56号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第57号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第58号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第59号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（16名）

1番 横山 勲 君

2番 岩田 恵一 君

3番 篠塚 信太郎 君

4番 梅原 好範 君

5番 森田 幸子 君

- 6 番 村 山 良 夫 君
- 7 番 山 内 武 夫 君
- 8 番 東 まさ子 君
- 9 番 野 口 久 之 君
- 10 番 坂 本 美智代 君
- 11 番 原 田 寿賀美 君
- 12 番 松 村 篤 郎 君
- 13 番 北 尾 潤 君
- 14 番 小 田 耕 治 君
- 15 番 山 田 均 君
- 16 番 西 山 和 樹 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

- 町 長 寺 尾 豊 爾 君
- 副 町 長 畠 中 源 一 君
- 教 育 長 朝 子 照 夫 君
- 会 計 管 理 者 岡 本 佐登美 君
- 参 事 岩 崎 弘 一 君
- 参 事 野 間 広 和 君
- 瑞穂支所長 山 森 英 二 君
- 和知支所長 藤 田 真 君
- 総務課長 伴 田 邦 雄 君
- 監理課長 山 田 洋 之 君
- 企画政策課長 中 尾 達 也 君
- 税務課長 一 谷 寛 君
- 住民課長 下伊豆 かおり 君
- 保健福祉課長 堂 本 光 浩 君
- 子育て支援課長 山 田 由美子 君
- 医療政策課長 藤 田 正 則 君

産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	木南哲也君
教育次長	谷俊明君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長澤誠
書記	石田武史

開会 午前 9時00分

○議長（西山和樹君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻に御参集いただき、まことにありがとうございました。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成22年第2回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、11番議員・原田寿賀美君、12番議員・松村篤郎君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（西山和樹君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期の定例会の会期は、本日から6月18日までの11日間としたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月18日までの11日間と決しました。

会期中の予定につきましては、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、議案第54号ほか5件です。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

閉会中の6月2日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

また、閉会中、各常任委員会が開催され、所管の調査研究が実施されました。

5月31日に福島県新地町議会の産業厚生常任委員会が本町に視察に来られました。

本定例会までに受理した陳情書を議員のお手元に配付しております。

また、京丹波町監査委員より例月出納検査結果報告がありました。よって、お手元に配付

いたしております。

本定例会の京丹波町ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、ビデオカメラによる撮影・収録を許可いたしましたので報告いたします。

本日、会議終了後、この場において全員協議会を開催いたします。

また、全員協議会終了後、議員控室において議会広報特別委員会が開催されます。議員の皆さん、大変御苦勞さまですがよろしく願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第4、行政報告》

○議長（西山和樹君） 日程第4、行政報告を行います。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、改めましておはようございます。

過ぎしやすいけさのことだったと思っております。国道を走ってますと、18度でした。皆さん方にはそれぞれ御機嫌うるわしい御様子でいらっしゃることをお慶びを申し上げたいと思います。

本日、ここに平成22年第2回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多忙の中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

農繁期も終わり、植えつけられた水稻は順調に生育しているようであり、実り多き秋を期待するところであります。しかしながら、農業行政は依然として大変厳しく、有害鳥獣対策を初め担い手の育成や営農組織への支援、特産振興作物の作付拡大など、収益性の高い農業の実現に向け、引き続き努めてまいる所存であります。

なお、宮崎県で感染が広がっております口蹄疫につきましては、甚大な被害が予想されているところであります。心からお見舞いを申し上げますとともに、迅速な感染防止対策の実行により、一日も早い終息を願うものであります。

本町といたしましては、南丹家畜保健衛生所との連携を密にし、現状把握に努めるとともに、管理職で組織する京丹波町口蹄疫対策連絡会議を設置し、万一疑わしい事例等が発生した場合の対応を協議しているところでもあります。

さて、平成22年度の地方財政対策は、地方交付税が1兆1,000億円増の1兆6,000億円、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は3兆6,000億円増の2兆4,000億円と過去最大の額が示されたところであります。これは、厳しい地方税収の減

少に的確に対応するとともに、三位一体改革に際し、地方交付税が大幅に削減された結果、疲弊してきた地方財政に配慮をされたものであり、地域主権の確立に向け高く評価するものであります。

しかしながら、これは対策は大幅な国の一般会計加算と臨時財政対策債の増発、さらに多額の償還、精算の繰り延べなどによるものであり、本来の原資である国税が大きく落ち込んでいる点、また後年度における単年度当たりの償還額を増加させる点など、大変憂慮すべきものであります。

国政におきましては、本日新内閣が発足するなど変化の中にありますが、地域の経済情勢を回復させることを最優先とした本施策展開などにより、経済の安定と税収の回復が図られることを心から期待するものであります。

こうした情勢の中、本年度は私にとりまして実質的に初めての事業年度であり、「安心・活力・愛のあるまちづくり」に向け、礎を築く年と考えております。予算編成を初め、機構改革等人事配置を行ったところであります。

平成22年4月27日には、議会臨時会をお願いし、（仮称）瑞穂保育所の建設工事に着工いたしましたところであり、本定例会には桧山小学校校舎、屋内運動場増改築工事及び多目的ホールなど、増築工事請負契約についてを提案させていただくところであります。

いずれも町合併以前からの懸案事項でありましたが、来年4月の開園、開校に向けて一つ一つが形となっていくことを率直にうれしく思っているところであります。

地域医療の確保につきましては、医師確保、奨学金等貸与制度の活用などによる医師確保に取り組むほか、このたびは京丹波町医療等審議会条例の制定をお願いし、福祉、介護を含めた町民が安心して暮らせる体制づくりを推進してまいります。

本年度から開始しました町営バスの土曜日運行につきましては、中学生のクラブ活動などに大変便利になったと感謝の言葉をいただいております。

今後とも町民の皆様の利便性の向上に努めてまいります。

畑川ダム事業につきましては、本年3月にトンネル水路工が完成し、本年度からは畑川ダム本体工事のうち、畑川の流れを切りかえる工事に取りかかるなど、着々と事業が進められております。

統合簡易水道整備事業につきましては、21年度末で丹波・瑞穂地区で81%、和知地区で71%の進捗率となり、引き続き事業の推進に取り組んでまいります。

また、水道料金は本年4月に京丹波町で一つの料金体系に統一したところであり、一体性と健全な事業運営に向けて努力してまいります。

なお、下水道料金につきましては、定額制から従量制に切りかえ、住民負担を考慮しつつ、公平、公正な料金となるよう実施に向けた住民説明会の開催など、現在調整中でございます。

有線テレビ拡張整備事業につきましては、加入者宅への引き込み工事で約25%の進捗となっております。現在も工事体制を強化し、早期の完成に向けて取り組んでいるところでございます。

また、地域支援に関しましては、顔の見える行政を推進するための第一歩として全体区長会を6月4日に開催し、私の目指すまちづくり方針をお伝えするとともに、今年度の予算状況や主な事業内容などをお知らせしたところであります。

今後とも地域支援室を中心に地域の課題を共有し、地域とともに行動する行政を目指してまいります。

出納閉鎖を迎えました平成21年度の各会計決算見込みにつきましては、一般会計では歳入118億1,298万円、歳出110億4,718万円、収支は7億6,579万円となり、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支では2億7,885万円程度の黒字決算の見込みとなりました。

また、特別会計では、歳入65億2,271万円、歳出64億2,260万円、実質収支は6,623万円程度を見込むところでありまして、まずは健全な姿で決算が見込まれますことをここに御報告させていただきます。

なお、病院事業会計につきましては、病床変更による診療報酬の増、インフルエンザの流行による外来収入の増、健診事業等による収入増などにより、前年度比4,400万円余りの大幅な収支改善を図ることができ、442万円の純損失金にとどまる見込みであります。

今後におきましても、精査した事業の推進と適正な予算執行に努める所存であります。

以上、行政報告といたします。

○議長（西山和樹君） 行政報告を終わります。

《日程第5、議案第54号 平成21年度（繰越）桧山小学校校舎・屋内運動場増改築工事及び多目的ホール等増築工事請負契約について》

○議長（西山和樹君） 日程第5、議案第54号 平成21年度（繰越）桧山小学校校舎・屋内運動場増改築工事及び多目的ホール等増築工事請負契約についてを議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、本日提案させていただきました議案につきまして、その概

要を説明させていただきます。

議案第54号 平成21年度（繰越）桧山小学校校舎・屋内運動場増改築工事及び多目的ホール等増築工事請負契約につきましては、第一・藤田・山本特定建設工事共同企業体と5億967万円をもって契約を締結することについてであります。

工事の概要につきましては、京丹波町橋爪地内において校舎及び屋内運動場の増改築のほか、多目的ホール、渡り廊下の増築、既設屋内運動場の解体などを行うものであります。

なお、工期は平成23年3月18日までといたしております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。御審議賜りまして、原案に御賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 補足説明を担当部署から求めます。

谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） それでは、議案第54号について補足説明を申し上げさせていただきます。

本事業につきましては、瑞穂地区における小学校統合を前提といたしましての校舎等の施設改修、あるいは多目的ホールの新築、また耐震改修に伴う屋内運動場の新築を行うなど、快適な学習環境の提供と児童の安全を確保する施設整備を行おうとするものでございます。

議案の、まずページをめくっていただきまして、工事の概要を添付をさせていただいておりますので、そちらのほうから先に説明を申し上げたいと思います。

まず、工事の概要の1点目は、校舎管理棟の改修でございます。

その主な内容でございますけれども、エコロジー改修といたしまして外部の面に面しております窓ガラス、これを断熱効果がございます複層ガラス化にいたすものでございます。

それから、トイレの改修ということで、これにつきましては男女とも和式、洋式を備えたトイレを設置をいたしますのと、それから体の御不自由な方が使用できる多目的トイレの新設を行うものでございます。

それから、遮熱、断熱性の塗装材の吹きつけを外装面に行うとするものでございます。

それに、太陽光の発電システムを新設をいたします。

それから、廊下、教室等の腰壁については、木質仕上げを予定をいたしておるところでございます。

そのほか、教室の内部の改修につきましては、内装の仕上げの改修、それから黒板等を新たに更新をするものでございます。

それから、現在廊下と教室に段差がございますので、この段差を解消して、教室と廊下を

フラット化するというものでございます。

それから、コンピュータ室等をOAフロアに改修をいたしますのと、相談室、配せん室等の新設をいたします。

それから、屋上の防水等の改修を行うものでございます。

それから、2点目が屋内運動場でございますが、これについては新築をいたします。

新築いたします場所でございますけれども、それは次のページの1ページでございますが、図面を見ていただきますと、今は管理教室棟の一番右側、この図面では学習園というふうに書いておりますが、ここに体育館があるわけでございますが、これを新たにプール側に持っていきまして、新築をいたすものでございます。

構造規模につきましては、鉄筋コンクリートづくり、平家建てということで、延べ床面積734平方メートルでございます。そのうち、アリーナの面積が513平方メートルとなっております。

なお、この中での可能競技等については、ここに記載のとおりでございます。

なお、そのほかステージ、玄関ホール、男女の更衣室、あるいはまた男女のトイレ、多目的トイレ、器具庫、ポンプ室等を備える予定でございます。

それから次に、3点目が多目的ホール棟でございます。これにつきましても、先ほどの、次のページの1ページでございますが、体育館の右隣に多目的ホールというふうに表示をさせていただいておりますが、そこに新築をいたすものでございます。

構造規模については、鉄筋コンクリートづくり、平家建て、延べ床面積171平方メートルでございます。

主な内容については、ホール等が主なものでございますし、大体90人の収容が可能というふうになっております。

それから、そのほか附帯工事でございますが、渡り廊下、給食室の屋根の改修、あるいは外構工事を行おうとするものでございます。

それから、既存施設の解体ということで、屋内運動場を新たに別のところに設置をいたしますので、既存の屋内運動場については撤去いたすものでございますし、その他学校の敷地内にございます既設の建物についても撤去いたすものでございます。

なお、この事業の全体事業につきましては、エレベータ設備を設けたエレベータ棟を設けることといたしております。平面図の資料の2ページから3ページでございますが、その校舎のところの一番左側部分にかぎ括弧のように突き出た部分でございますけれども、これにつきましては、校舎側の壁に出入り口を開口しなければならないということから、この部分

の耐震診断を再度行いまして、今耐震の判定委員会にかけられるということになっております。その結果がまだ出てないという状況でございますので、そういった関係で、今回の提案させていただいている工事には含んでおらないということで御理解を賜っておきたいと思っております。

あと、全体の事業では屋外の倉庫、それからトイレ、これも設置をする予定といたしておりますが、これについても現在設計にかかるところでございまして、今回のこの工事には含まれていないということで御理解を賜っておきたいと思っております。

それでは、議案に戻っていただきまして、朗読をさせていただいて補足説明とさせていただきます。

議案第54号 平成21年度（繰越）桧山小学校校舎・屋内運動場増改築工事及び多目的ホール等増築工事請負契約について。

平成21年度（繰越）桧山小学校校舎・屋内運動場増改築工事及び多目的ホール等増築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例（平成17年条例第47号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工事名 平成21年度（繰越）桧山小学校校舎・屋内運動場増改築工事及び多目的ホール等増築工事
- 2 契約金額 5億967万円、
- 3 契約の相手方 京都府南丹市八木町青戸西ノ辻57
第一・藤田・山本特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社第一土木
代表取締役社長 中川康樹。
- 4 契約の方法 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による一般競争入札
- 5 契約履行場所 京都府船井郡京丹波町橋爪地内
- 6 契約期間 議会の議決を得た日から平成23年3月18日まで
平成22年6月8日提出 京丹波町長 寺尾豊爾

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 以上、説明のとおりであります。

これより議案第54号の質疑を行います。

横山君。

○1番（横山 勲君） おはようございます。

それでは、私からただいま上程されております議案第54号、桧山小学校のこれらの工事請負契約について、まず3点ほどお尋ねしておきたいというふうに思います。

まず、1点目でございますが、その1点目はことしの4月14日であったと思うわけですが、瑞穂保育所の新築工事、落札額が3億4,130万2,000円であったというふうに思うわけですが、これにつきましては、総合評価方式によりまして条件付一般競争により実施をされたところでございます。結果としては、入札の金額では6番目の順位の業者に決定がなされました。その業者は、福知山の業者であったわけですが、今回は条件付一般競争入札によって施工がされたところでございまして、総合評価方式がなぜ採用されなかったのか、まず1点お尋ねをいたします。

それから、2点目でございますが、今回の入札の参加業者が7社でございまして、そのうち5社が最低制限価格を下回るとして失格扱いになっております。なっておりますが、最低制限価格との差が80万円から130万円の極めてわずかな金額でありました。少額でありました。最低制限価格に用いられておりますケースというのは、たいがい3項目の数値を目安として最低制限価格が用いられるというふうに思いますが、その工事の難易度だとか、危険性だとか、規模だとか、これらの5項目の変動を踏まえて、いわゆる最低制限価格を設定するというふうにされるんですが、今回のこれらの最低制限価格の決定が適切であったのかどうか、お尋ねをいたします。

さらに、企業体によります入札参加により落札となっておるわけですが、共同企業体についてはこれらの工事の施工力だとか、技術力だとか、経営力という、これらの結集等により適切な施工が確保される場合に企業体というのは実施される、認められるという場合に実施されると認識をいたしておるわけですが、今回の共同企業体の構成員であります藤田木材さん、あるいは山本工務店さんの総合評価値は何点ぐらいであったのかお尋ねをいたします。いわゆるP点でございます。

また、今回の工事でございますが、そうした藤田木材さん、山本工務店さんそのものの、こうした鉄筋コンクリートづくりの3階建てが主体であるというふうに思うわけですが、これらについて果たして現在までの施工実績があったのか、なかったのか、ここらについてもお尋ねをしてみたいと思います。

それから、3点目でございますが、先ほど申し上げました4月の瑞穂保育所の新築工事の

建設も、今回の小学校も、すべて頭が町外業者でございまして、瑞穂保育所のとときの答弁で、町長はできれば町内業者にとってももらえればうれしいが、監理課を中心に公正に入札行為を行っているところであり、見守りたいと述べられておりました。再度、町内業者の振興、育成にどのようなお考えなのか、まず最初にお尋ねいたします。

今回の入札では、失格となりました町内業者との金額の差は、わずかの80万円であります。5億円近い事業費の中で差が80万円なんです。一つぜひ、そういう意味も含めて、町内業者の育成についてお尋ねをいたします。

それから、これらの町内業者等の育成を考えますときに、今回の事業費は5億円近い事業費でございましたので、これらのいわゆる事業を分割してといいますか、たとえばいいますと校舎部分、あるいは体育館部分、あるいは多目的ホール部分などにいわゆる分割して発注はできなかったのかどうか、検討がされたのかお尋ねをいたします。

あわせて、先ほど申し上げておりますように、最低標準価格のことも含めて、あるいは総合評価方式も含めて、入札要綱等の見直しの検討がされるよう求めますが、このことについては町長の御答弁をお尋ねをいたします。

以上、まず最初の質問といたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 保育所のとくに、確かにそのように答弁させていただきました。町内業者育成、できたら町が発注する公共工事事業で何とかそういうことができたらよいなというふうに思いつつ、監理課のほうで公正に入札業務をやってくれてるというふうに私も常々監視しておりますので、不正のないようにも万全期してるところであります。そうした結果が、今回の結果であります。

もう1点、分割もできたんじゃないかという話も今聞きました。そのことについても、教育委員会からも相談がありました。監理課からも相談ありました。しかし、工期の問題で、どうしても一括でせざるを得ないという決断を私自身がしたところあります。

それでは、残余は関係課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） そうしましたら、残る3点につきまして答弁をいたします。

まず、今回の契約について、なぜ総合評価方式としなかったのかという御質問でございませうけれども、施工要綱からいいますと、大規模工事ですので総合評価も考えるところでございますけれども、工事の内容が夏休みに全体工事の4割近くをこなしていかなければならないということもございましたので、総合評価にするとどうしても入札の手續日数がかかるとい

うところから、一般の価格競争としたところでございます。

それから、失格が今回5JVということで結果出ましたけれども、最低制限価格につきましては、本年1月18日につきましても最低制限価格の改正も行いまして、既にホームページで公表しているところございまして、各社ともその中の建築工事の最低制限価格をそれぞれ見積もりをされて、今回の結果となったものと思っております。

それから、企業体であるが、各社のいわゆる経営審査事項でいいますところのP点という点数ですけれども、第一土木につきましては1,008点、藤田木材につきましては747点、それからもう一社の構成員の山本工務店につきましては661点ということでございまして、また構成員の実績はどうかという御質問でございましたけれども、近年の実績としましては、藤田木材におきましては平成16年の、これは旧の瑞穂町だったんですけれども、町営住宅の三ノ宮団地の新築工事というものがございました。それから、山本工務店の施工実績につきましては、公共工事の実績は最近ないかと思うんですけれども、民間工事の関係も経審では出ておりますので、ここ3年の平均は約6,000万円というところでございます。

そして、もう一つ、町長の答弁につけ加えておきますと、分離発注ということにつきましては、町長答弁申しましたように、工期を十分考えますと、一括発注でないと工程がなかなか厳しいというところで、一括発注としたところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） 瑞穂保育所の新築工事のいわゆるこの場合の契約の締結に伴いまして、そのときに私がお尋ねしたわけでございますが、お尋ねした中で答弁として担当課長から極力金額競争だけでなく、できる限り数を多く、いわゆる総合評価方式によって今後とも取り組んでいきたいという答弁をいただきました。その答弁と今回の答弁をお聞きしておりますと、少し乖離をしておるのではないかという今思いをしたわけでございます。

あわせて、ただいま答弁の中で入札における手続に時間がかかる、こういう答弁をいただいたわけですが、入札の手続で時間がかかるというようなことの中で、こうした入札方法を簡単なほうへ簡単なほうへ、簡略なように簡略なように、時間のかからない時間のかからないように誘導いただくというのはいかがなものだろうかというふうに思います。このことが一つ。

それから、瑞穂の保育所の新築工事では、総合評価で技術提案を大きく分けて三つの項目で求めたと。その三つの項目は、一つは実施工程、これは先ほどもありましたように、瑞穂

の保育所も3月には完成しなきゃならない云々というお話の中でそういう実施工程、それから周辺の環境対策、これは病院云々というお話がありました。あるいは、くい工事の施工監理などを上げられておられました。このことを考えますときに、今回の小学校の条件も、環境は瑞穂の保育所新築工事と大きく私は変わらない、横で学校で子供が勉強もしておりますし、変わらないというふうに考えます。

また、あわせて総合評価の基準として、比較的金額が大きな案件において取り組んでいるという御答弁もいただき、今後とも点数の増加に努めるという答弁もいただきました。今回の瑞穂の条件とといいますか、今申し上げましたように、環境を私は瑞穂保育所新築工事と大きな変わった点はなかったというふうに思うわけですが、あったという判断をされようでございませぬので、何があったのかお答えをいただきたいというふうに思います。

さらにまた、総合評価方式の基準として、比較的金額が大きな案件とは何なのか。4億8,540万円でございますから、私はこの金額は決して小さいと思いません。恐らく、ここ数年の間で一番大きな金額ではなかったらうかと思いますが、課長御答弁の比較的大きな案件とはどの金額を示すのか、お尋ねをいたします。

あわせて、今いわゆる2社についての総合評価P点について御答弁をいただいたわけですが、いずれの業者も800を切るとるんです。私は、800を切るとるということで、果たして適正であったのかということをおままた思うわけですが、ならばこの総合評価値というのは、京丹波町としてどういうことに今後生かされていくのか、あわせて御答弁を求めます。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） ただいまの御質問でございます。

以前から答弁としまして、総合評価につきましては、数多く取り組んでいきたいといった答弁をしたことは事実でございます。ただ、今回につきましては、先ほど申しました日数がなかったというのが最大の原因ではございますけれども、今後ともこの姿勢は崩さぬことのないように取り組んでいきたいとまず思っております。

それから、保育所の契約時につきましては、総合評価で実施工程でありますとか、周辺の環境対策について提案を求めたところでございますけれども、今回は価格競争ということで、そういう提案は求めてございませんけれども、最低限度の工程の監理、周辺の環境対策等は仕様書等で定めておりますので、最低限のことは履行していただくというようなことでございます。

総合評価につきましては、それ以上の提案というところでございますので、最低限の対策

はいただくというふうに考えております。

それと同じく、総合評価方式の金額的な基準はどうかということでございますけれども、おっしゃいますように、最近の金額としては一番大きい金額でございます。価格だけを見ますと、総合評価でいろいろな提案を求めるべきとはございますけれども、比較的多額のものはこちらでまでできる限り総合評価で取り組んでまいりましたので、そのところは御了解を願いたいというふうに考えております。

それから最後、構成員の経審でいいますところのP点が800点を切っているけれどもどうなのかというところでございますけれども、今回は650点という一定の線を引いております。前から言われておりますように、できるだけ町内の数多くの業者の方が参加できるようにということで、800点より下回った点数でございますけれども、一定そういった制限を設けたところでございます。

今後、総合評価をどう生かすかというところでございますけれども、何回も申しておりますけれども、できるだけ価格だけではない、その他の要素も含めた入札方式でありますこの総合評価につきまして、数多く取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） これは、町長にお尋ねをしておきたいと思うんですが、ただいま担当課長からいろいろ御答弁をいただきました中で、要は総合評価方式を取り入れなかったのは時間がなかったんだと、日数がなかったのが最大の要因だと、こんな御答弁をいただいたんです。このことを考えますときに、仕事が忙しいから簡略なほうへ走ったんだと、このようにもとれるわけです。このことについて、私は非常に大切な発言だと、答弁だというふうに思うんです。このことについて、町長としてどういう認識をされておられるのかお尋ねをいたしますとともに、今後とも私は総合評価方式を生かしてという、これも今担当課長からもお聞きしたわけですが、この辺との整合性をどのようにお考えになっておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

23年4月1日統合、小学校開校が決まっております、それに向かって就任以来準備を進めてきたところですので。一生懸命、最大限公正公平に競争入札をするための一つの方法として、今回条件付の一般競争入札に至りました。再度お答えするにしても、とにかく工期がありまして、分割とかいろんなことあったんですが、私が最終決断したところであります。何

とか御了承いただきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） 先ほどのことにも関係するんですけども、お聞きしときたいんですが、この工事に関しまして、工事管理委託ということで6月2日に入札が行われています。1,100万円ほどの代金ですけども、この工事管理業務というのは、どういう業務なんですか。当然、私が思いますのは、その中に施工管理ということになりますから、品質管理とか、安全管理とか、先ほどから話題になってます工程管理とかいうことが入ると思うんですが、それは入ってないんですか。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） ただいまの御質問ですけども、平行して入札をしております管理業務の内容でございますけれども、既に開札が終わったわけですが、業務の主な内容としましては、議員おっしゃいましたように、全体の工程を管理いただくということももちろん入っておりますが、まず建築は独特なところがありますので、設計図面に対して建築の施工図というものを業者さんのほうで起こしていただくこととなります。その確認ですとか、各種たくさんの材料関係が出てきますので、それを技術者のお力をいただきながら検討し、また承認をするなら承認をするというようなところも仕事の一部ですし、また工程管理をしますそういった会議にももちろん出席をいただいて御意見もちょうだいしますし、会議録の作成もいただくというようなことで、全体的に工期内に工事が完成しますようにいろいろな業務を願うところでございます。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） 今、お話しなされたことは、当然管理業務として当たり前のことだと思うんです。私が言いたいのは、その中で工程管理を、委託を受けた設計業者だと思うんですが、それが主体になって工程管理とか品質管理とかを町にかわってする、発注者にかわってするわけですね。そうなりますと、今おっしゃってることに若干問題を感じますのと、もう一つは、先ほど分割発注、地元業者、地元でできるだけ金を流すということですかということ、今もよく先輩議員から話がありましたし、過去も何回かそういう指摘がありました。その理由の一つが、一括発注でないと工程管理ができないとこういうこととなりますと、いわゆるリーダー、構成員じゃなしにヘッドになる業者がそういうことをかわってやるということとなりますと、今の説明でいきますと、わざわざ落札金額は900万円ほどですけども、そういう金が本当に要るのかなというような、せっかく入札してそれだけのお金を払って委託業務をするわけですから、その責任を全うさせることが大事だし、今後そういう考

え方でない限り、こういう委託業務をされても意味がないというように思います。

それともう1点、ちょっと不思議に思いますのは、後でエレベータ工事とか一部野外トイレを追加工事をするという説明がありましたけども、これは部分発注になるわけですね。そうすると、先ほど答弁がありました一括発注でないと施工管理ができない、工程管理ができないということに若干問題を感じます。エレベータの部分が分離発注ができるんなら、例えば耐震工事とか、体育館の新築とか、ホールの部分とか、旧体育館の撤去工事とかいうように、分割が絶対可能だと思うんですけども、その辺の答弁に本当に地域経済の活性化について考えておられるのか、若干疑問を感じます。その辺のことをお尋ねしたい。

○議長（西山和樹君） 山田管理課長。

○監理課長（山田洋之君） 2点ばかりまた御質問をいただきました。

管理業者は、私の言い方が悪かったんかもしれませんけども、全体の工程管理はいただくのは当然だと思ってます。ただ、実際の計画書をつくり上げてくるのはあくまでも業者さんのほうでありますので、それが妥当なのかというあたりを検討して、発注者と相談して業者の方に返していくというようなことであります。

それから、管理業務を発注するとなると、分離発注は可能ではないかということもありますけども、今回は一括発注したのは先ほど言った理由でありますけれども、分離発注すると仮にしても、やはり役場の職員におきましては技術的に至らないところもありますので、仮にですが建築本体工事ですとか電気設備工事、それから機械設備工事とかに分離発注しても、管理業務は外注ということによらざるを得んというふうに考えておりますので、管理業務と分離発注というのはまた別の考えであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） エレベータ棟の関係の御質問をいただいておりますので、申し上げさせとさせていただきますが、これにつきましては、補足説明で申し上げましたけれども、当初耐震診断をやったところですが、その時点以後、開口部を校舎にあけて、エレベータ棟をつけるということが生じたわけでごさいます。したがってその開口部をあけることによって再度耐震診断を受け直すということが生じたところでごさいます。それを行いまして、現在まだ京都府の耐震の判定委員会というところでその結果を報告をさせていただいて、そちらのほうで耐震のお墨つきをいただくといえますか、そういう手続がまだ済んでおらないところでごさいます。したがって今回のこの事業には乗せていないということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） もう一度確認をしておきたいんですけども、先ほど監理課長さんがおっしゃったように、町の職員の能力では管理ができない、いわゆる管理業務ができないとおっしゃってます。当然そうです。そうだから、専門的な知識のある、今回の場合でしたら建築事務所等に業務委託をするわけですね。だから、当然発注者の代行をするわけですから、相談してまた持ってくるというのは、それは協議上必要なことかも知れませんが、工程管理、工期は決まってるわけです、3月18日というのはね。だから、これに完成するようにやっぱりやるのが工事の管理委託を受けた設計事務所がやるべきことであって、今課長のおっしゃってることは何か委託業務を受けた業者の責任はないみたいな気がするんですけども、そういうものじゃないと、このように思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと、このように思います。

それから、教育次長がおっしゃってた事情は私も聞いておりましたので、よくわかっております。ただ、問題なのは、これは金額大きいですし、今度のエレベータ工事がどれぐらいになるのかわかりませんから、30%以内でしたら条件変更とか追加工事で可能だ、そういうことをされるつもりなのか、その辺のことはちょっとわからないんですけども、やはりこれもある意味では発注場所が別になる可能性があるわけですから、これはある意味では分割で工事をやることとよく似たことになるわけですから、だから私が申し上げたいのは、この件だけの問題と違って、今後できるだけ分割発注をして、地元業者に金が流れるようにやっぱり配慮をした税金の使い方をしてほしいということだけなんです。その点、お願ひをしておきまして終わります。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） ちょっと何点か私もお尋ねしておきたいと思うんですが、1点は先ほど出ておりましたエレベータの関係なんですけども、今耐震の判断を待っておるといことなんですが、その時期がすぐ判断が出るのかどうかわかりませんが、完成時期としては当然校舎の改修の終了と同時だと思ふんですけども、見通しとしてはどうなのか一つ伺っておきたいというのと、今回工事概要の中で太陽光発電システムを新設するということになっておるんですが、当然校舎の屋上ということになると思うんですが、あわせて屋上の防水等の改修というのがあるんですが、平屋根の場合はいろんな公共施設の場合ですね、雨漏りとかそういうのが何年かたてば起こっておるといのはこれまでの経過なんですけども、例えばこの太陽光発電システムを設置しますと、今度は屋上の屋根から水が漏るとい場合には、本当に改修そのものが非常に難しいというように思ふんですけども、この辺の防水工事、

どのような工事の計画になっておるのか。例えば、片屋根みたいにちょっと水がたまらないようにするとかいうこともしておかなければ、この辺は雪が減ったとはいえ、雪が積もりますと、どうしてもコンクリートの場合には雨漏りがするというのが、絶対大丈夫やというて建てた建物もそういうことにこれまでなってますので、ちょっとその辺はどうなのか一つ伺っておきたいというのが1点でございます。

それから、先ほどからいろいろ総合評価方式の問題とか出ておるんですけども、事業によって総合評価を取り入れたりせえへんだりというのは、そういう一貫性はやっぱりきちっと方針を持ってやるべきだと思うんですが、期間がなかったとか、時期が短いとかいう問題もこちら側の理由にはなろうと思うんですけども、そういう形で非常にあいまいな形でやると、本来の総合評価方式の意味がなくなるというように思うので、やはりやるとすれば何億以上の事業は必ずやるという前提で、私はやるべきだと思うんですけども、その点について改めて伺っておきたいというのと、それからジョイントの関係なんですけども、今回入札、落札をした第一と藤田、山本ということになつとるんですが、今経審の点数もあつたんですが、業者のいわゆる割合ですね。この3社がそれぞれ分担してやられるのか、一つの責任持って、共同企業体ですので、その割合をどういうように持つておられるのかわかりませんが、本来のいわゆる地元業者がジョイントに入って工事をするということの本来の目的は、ということが一番のねらいなのかと。当然、地元の業者にしても仕事をするというのは当然だと思うんですけども、しかしその負担割合も当然全体の持ち分というんですか、あろうかと思うんですけども、その辺はどういうように担当のほうとしては指導されとるのか、全くそれは業者の判断ということになつとるのか、その辺についてもちょっと伺っておきたい。

それから、場所が非常に、商店街を含めて密集した地域の中での工事ですので、当然工事の進入車両についても十分配慮されとると思うんですけども、地元との協議とかそういう合意といいますか、調整というのは、あくまでも業者任せなのか、当然町として、発注者としてその辺はもう協議をされとるのかどうか、それもあわせて伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） まず、判定委員会の予定でございますけれども、実はあす判定委員会が開かれる予定となっておりますので、6月の下旬には耐震の評価書が発行いただけるのではないかとこのように思っておりますのでございます。

それから、防水工事の関係でございますが、これは樹脂塗装を行うものでございます。

それから、進入路等の関係でございますが、今考えておりますのは173号線、大朴の信号から桧山の町中を通らずに瑞穂の中学校のわきを抜けて、そのまま小学校のほうに向かう

道路を使用するという事で予定をいたしておるところでございます。

なお、まだ業者と私どもも打ち合わせができておらないところがございますので、この議案、議決いただきましたら、早速業者とそういったことについての調整に入らせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 残る2点でございますけれども、総合評価、先ほどからも出ておりますように、基準を明確にすべきではないかということでございます。以前からも申しておりますように、比較的大規模な工事については極力取り組んできたところでありまして、何回も繰り返しになりますけれども、一定の金額以上のものはできるだけ総合評価方式によって取り組んでまいりたいというところがございます。

それから、今回の共同企業体の割合等についてですけれども、共同企業体の運用基準でいいますと、構成員というのは2社から3社を基本としつつ、5社まで可能やというふうに書いておるところでございます。これまで例えば和知中ですとか、保育所の関係につきましては、2社の共同企業体を編制いただいておりますけれども、今回額も額でしたし、できるだけ町内の方が最低2社は共同企業体に参加いただくというようなことで設定をしたところがございます。分担施工ということではなしに、共同で施工していただくというようなことで、一定の出資割合も協定書によって定められているところがございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 当然、協定割合も説明できると思うので、ちょっとお尋ねしておきたいというのが1点と、それから先ほど出てましたけれども、この工程管理の関係なんですけれども、通常は設計業者が工程管理もするというのが大体これまで多かったと思うんですけども、今回は別に発注をしておるわけなんですけれども、これは一定の金額以上の規模のものをこういう形で工程管理を別に発注するという方式なのか、これまでの流れとしては、設計業者があわせて工程管理もするというのが多かったと思うんですけども、その辺のちょっと考え方をお尋ねしておきたいというように思います。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 工程管理の関係ですけれども、職員で対応できないような特殊な工事については、ほとんど工事発注に合わせまして管理業務を発注しているところがございますし、もう一つありました設計業者が後々の工事のときの管理をしておるというような実態もあるかもしれませんが、今回の小学校につきましては、実設計はゲンプランという

ところが実設計をして、管理は日匠設計さんに管理をいただくというところでもございまして、結果的に同じ会社にはなっていないということもありますし、同じところが実設計なり管理業務も受注するというような場合も、それは入札の結果というところでもございますので、いろいろな場面があるかと思っております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 先ほど屋上の樹脂塗装という説明があったんですけども、これ一般的なものなのか、特別、厚みの問題もあろうかと思うんですけども、これまでのやり方なのか、絶対にこれは30年、40年保証できるという中身なのか、ちょっとあわせて伺っておきたいと思います。

それから、エレベータの関係は今ありましたように、耐震が6月下旬には判定が出るということなんですけども、そうすると設置のための発注をするということになると思うんですけども、これ随契みたいな形でやられるのか、別に工事発注ということになるのか、ちょっとその点伺っておきたいと思います。

それから、町長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、近年こういうジョイントを組んでという工事が多いんですけども、いろいろ聞いておりますと、やっぱりこういう、先ほどからいろいろ出てますように、仕事がないということと同時に、町内業者をもっと優先するといいますか、中心にというようなことで、いわゆる町内に営業所とか事務所とか置いとる業者を一つの範囲として、ジョイントを組ますとかいうことも含めて、そういうような工事の発注の仕方が最近非常に多いと。京丹波は広くそういう業者、ジョイントを組む場合でも1社は町外もいいということになっとるんですけども、今後の考え方としては、やはり町内業者ということを考えれば、そういうことも必要ではないかと。結局、もちろん国の補助金もありますけども、町民の税金を使ってやるわけですから、それが町内の業者が発注すれば、その業者がまた税として納めていただくと、こういうことになってやっぱり循環をしていくわけですから、そういうような経済的な面から考えても、やっぱりそういう考え方に立つべきじゃないかと。本社が他府県や他町にあれば、当然そっちへ税は入っていくわけですから、やはりそういう考え方も必要やと思うのと、もちろん業者のレベルアップを図るための指導も必要かと思うんですけども、その辺の考え方はどうなのか伺っておきたいというように思います。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） まず、1点目の防水の関係でございまして、塗膜防水樹脂を塗るということでもございまして、その耐用年数がいつまであるかということについては、

ちょっと私承知をいたしておりませんので申しわけございませんが、确实なところはお答えができないところでございます。一般的に樹脂を塗るということでございますので、一定の塗りかえと申しますか、そういった面ではやっぱり必要であろうかというふうに思っておるところでございます。

それから、エレベータ棟の追加工事の関係でございますが、これは多目的ホール、こういった工事の通路、こういったものと密接にかかわる部分がございます。したがって、私どもも今考えておりますのは、今回の業者に随契で追加をしたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 山田議員さんが町外1社というふうに思っただけのようやけど、町外1社という、今回の条件付競争入札で一応言うてません。町内だけのジョイントも存在していると思います。

そういうこと1点と、納税効果ということはもうおっしゃってるとおりで、そのことを非常に重要視して、何とかもって技術力向上とか、それは町内業者の育成にもこれからも注力していきたいと、そんな思いでおるんですが、何せとにかく税金を効率的、公正に使ってもらおうということで、こうした入札行為を行っております。そのことを御理解いただきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第54号を採決いたします。

議案第54号 平成21年度（繰越）桧山小学校校舎・屋内運動場増改築工事及び多目的ホール等増築工事請負契約について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩といたします。

再開は10時30分といたします。

休憩 午前 10時14分

再開 午前 10時30分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第6、議案第55号 京丹波町医療等審議会設置条例の制定について～

日程第10、議案第59号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） お諮りいたします。

ただいまから上程になります日程第6、議案第55号 京丹波町医療等審議会設置条例の制定についてから日程第10、議案第59号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 異議なしと認めます。

これより日程第6、議案第55号 京丹波町医療等審議会設置条例の制定についてから、日程第10、議案第59号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 引き続きまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第55号 京丹波町医療等審議会設置条例の制定につきましては、医師不足を初めとする地域医療をめぐるさまざまな課題や福祉、介護を含めた町民が安心して暮らせる体制づくりについて、調査研究及び審議をいただくための審議会を設置するものであります。

議案第56号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児・介護休業法の改正に基づき、人事院規則が改正されたことにより、子育て中の職員の早出遅出勤務の条件緩和や時間外勤務の制限を規定するものであります。

議案第57号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員は配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無にかかわらず、育児休業ができることなどを規定するものであります。

議案第58号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、下山グリーンハイツ簡易水道の町移管に伴い、下山グリーンハイツ簡易水道について定めた

規定等を削除するものであります。

議案第59号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額96億6,900万円に今回300万円を追加し、補正後の額を96億7,200万円とすることを願います。

今回の補正につきましては、当初予算成立後2カ月余りであり、増減を見込む時期に至っていないことから、緊急的に予算措置を講ずるべき必要最小限の補正といたしております。

内容といたしましては、衛生費では新エネルギー導入促進事業として、住宅用太陽光発電システム設置補助金に240万円、医療等審議会事業として29万7,000円を計上いたしております。

また、商工費では商工会プレミアム商品券発行事業補助金として30万3,000円を新たに計上いたしたところであります。

以上、申し上げます、提案説明とさせていただきます。

細部にわたりましては、所管する担当課長より説明いたさせますので、何とぞ慎重審議いただきまして、原案に御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 補足説明を担当課長に求めます。

議案の説明は、日程順に願います。

藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） それでは失礼いたします。

ただいま上程となりました議案第55号 京丹波町医療等審議会設置条例の制定について、御説明を申し上げます。

先ほど町長から提案説明のありましたとおり、今回従来の京丹波町地域医療対策審議会設置条例を廃止し、新たに京丹波町医療等審議会設置条例を設けるものでございます。

全国的な課題であります医師不足を初め、医療スタッフの確保など、地域医療をめぐる多くの課題がある今日の中で、今後の本町全体の医療のあり方等を調査並びに研究をし、そして御審議いただきまして、町長に意見を述べさせていただく組織として設置をさせていただくものでございます。

条例に関しまして、組織としましては第3条の委員10人以内で組織し、その内訳としましては町議会からお世話になります議員さん、町立医療機関の医師、学識経験者等を有する方等を予定いたしております。

また、委員さんの任期につきましては、第4条で2年ということで予定をいたしております。

なお、今回第6条で本審議会の顧問の設置を予定いたしております。

以上、簡単ではございますが、条例に係ります補足説明とさせていただきます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、議案第56号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、少子化対策の観点から仕事と子育ての両立支援を進めるための施策といたしまして、育児・介護休業法が改正されたことに基づく人事院規則の改正に伴いまして、当条例で規定しております育児または介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の関係部分につきまして、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案でございますが、2枚めくっていただきまして、新旧対照表のほうで御説明を申し上げたいと思います。

まず、条例第8条の2、第1項でございますが、この規定は育児を行う職員の早出遅出勤務についての規定でございますが、今回右側の下線を引いております部分を削除いたしております。これは、これまで早出遅出勤務を請求できる職員につきましては、配偶者が常態として子を養育できるものとして規則として定める職員を除くということになっておりまして、つまり配偶者が就業していない場合は配偶者が養育できるということで、早出遅出勤務ができないということになっておりました規定を今回削除しておるわけでございまして、職員の配偶者の就業の有無にかかわらず請求できることとするものでございます。

次に、第3項として追加しておりますのは、時間外勤務の制限についての新たな規定でございますが、3歳に満たない子のある職員が子を養育するために請求した場合は、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き時間外勤務をさせてはならないと、そういう規定でございます。

さらに、次の第4項は、これまで第3項であったものを第4項に繰り下げたものでございますが、今回右側の最下段の括弧書き部分を削除しております。これも育児を行う職員の時間外勤務についての規定でございますが、1行目にあります第1項各号に掲げる職員と申しますのは、小学校就学前の子のある職員と小学校に就学している子を放課後児童育成施設等に出迎えに行く職員を指しておりますが、この職員が子を養育するために請求した場合、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除きまして、一月について23時間15分、1年について145時間20分を越えて時間外勤務をさせてはならない、そういう規定でございますが、今回右側の括弧書きの部分を削除し、これまで除

かれておりました災害その他避けることのできない事由に基づく人事の勤務、この勤務時間も含めてその時間を越えてはならないこととするものでございます。

なお、次ページにつきましては、項の繰り下げということになっております。

なお、施行期日につきましては、条例案の附則のほうに書いておるわけでございますが、6月30日から施行するという事としておりまして、附則の第2項におきましては、施行日以降の日を開始日とするこれら請求につきましては、施行日前から行えるという経過措置を設けたというものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第56号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第57号でございますが、京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定ということで、補足説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、先ほど申しました議案56号とほぼ同じでございますが、少子化対策の観点から、父母がともに子育てをしながら働き続けることのできる環境整備ということで、地方公務員の育児休業等に関する法律が昨年11月に改正をされまして、これも6月30日から施行されることに伴いまして、当条例で規定しております育児休業をすることができない職員、そういったものの規定の見直し等について所要の改正を行うものでございます。

それでは条例案でございますが、こちらも2枚めくっていただきまして、新旧対照表のほうで御説明を申し上げたいと思います。

まず、第2条の育児休業をすることができない職員の規定でございますが、今回右側の下線を引いております部分を削除しております。これは、これまで育児休業をすることができない職員として1号から6号まで定められておったわけでございますが、今回法律の改正によりまして、1号の非常勤職員と2号の臨時職員につきましては、法律であらかじめ除外をするということになりましたために、条例からは削除したというものでございまして、育児休業ができるようになったものではございませんが、5号の配偶者が育児休業中の職員、それから6号の職員以外の親が状態として養育できる場合については、今回できないという規定から削除をして、配偶者が育児休業中であっても、また就業していなくても育児休業できることとするというものでございます。

次に、第2条の2といたしまして、再度の育児休業をすることができる最初の育児休業の期間を加えておりますけれども、これは新たな制度として、これまで原則1回しか育児休業というのはできなかったところでございますが、子の出生の日と産後8週間の合計の57日間以内に育児休業をした職員につきましては、特別の事情がなくても再び育児休業ができる

こととするというものでございます。

次に、第3条につきましては、再度の育児休業をすることができる特別の事情を規定したものでございますが、第1号において第5条第2号に掲げるを第5条に規定するに改めておりますのは、第5条に1号と2号の理由が定められていたわけでございますけれども、2号のみになったためにそうなったということでございます。

内容につきましては、後ほど申し上げたいと思います。

次に、次のページの第4号の改正でございますけれども、これも再度の育児休業をすることができる特別の事情の規定であります。これまでは育児休業の終了後は、その配偶者が三月以上育児休業をするということが必要でありましたけれども、今回は終了後三月以上経過さえすれば、再度の育児休業ができるとするものでございます。

次に、第5条の育児休業の承認の取り消し事由の改正でございますが、この5条の規定は法律に定める育児休業の承認の取り消し事由以外を条例で定めることになっておるものでございますが、今回、右側でございますけれども、第1号の当該職員以外の子の親が状態として養育できることとなった場合を削除いたしまして、第2号の育児休業をしている子以外の子について育児休業の承認をするときのみとするものでございます。

次の第9条につきましては、育児短時間勤務についての改正でございますが、これは第2条の改正と同じ内容でございますけれども、今回育児短時間勤務ができない職員につきまして、1号、2号については法律であらかじめ除外をしたということで、条例からは削除いたしまして、5号の配偶者が育児休業中の職員と6号の職員以外の親が養育できる場合については、今回できない規定から削除して、配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無にかかわらず、職員は育児短時間勤務をすることができるとするものでございます。

次に第10条は、育児短時間勤務の終了から1年経過しない場合でも、再度できる特別の事情の規定でございます。第1号の改正は育児短時間勤務の説明を加えておりますのと、第13条第2号を第13条第1号に改めておりますのは、後ほど出てまいります第13条の号の変更によるものでございまして、下段の第4号も同じでございます。

次のページでございますけれども、第5号の関係につきましては、育児短時間勤務の終了後三月以上経過した場合は、配偶者が三月以上育児休業をしたかにかかわらず、再度の育児短時間勤務ができることとするというものでございます。

さらに、第13条でございますが、育児短時間勤務の承認の取り消し事由でございますが、配偶者がその時間に養育することができることとなった場合も取り消し事由に当たらないこととされたものでございまして、第1号を削除することで、2号、3号が繰り上がるという

ものでございます。

最後に、第17条は部分休業の規定でございますが、今回部分休業ができない職員について、第1号の非常勤職員は法律であらかじめ除外をしたために条例から削除し、第3号の配偶者が育児休業中の職員と第4号の職員以外の親が養育できる場合については、今回できない規定から削除して、部分休業ができると、そういうことの規定でございます。したがって、第2号の規定のみが残りますので、その第2号の規定が17条に規定されたということでございます。

なお、施行期日につきましては、条例案の附則にございますとおり、こちらも6月30日から施行するという事としております。

以上、大変ややこしい説明で恐縮でございますが、議案第57号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） それでは失礼いたします。

ただいま上程となりました議案第58号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、これまで下山グリーンハイツ自治会で管理されておりました簡易水道施設を町へ移管されることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

料金等を定めました第23条の改定でございますが、グリーンハイツ簡易水道の町移管により、町内の水道使用料金に一本化し、グリーンハイツ簡易水道に関して特記した料金及びメーター使用料金に関する事項、右側のアンダーラインの部分でございますが、これを削除させていただくものでございます。

それでは、議案第58号を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第58号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

京丹波町水道事業給水条例（平成17年条例第180号）の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月8日 京丹波町長 寺尾豊爾

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようによろしくお願いたします。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、議案第59号 平成22年度京丹波町一般会計補正予

算（第1号）について、補足説明を申し上げたいと思います。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算に300万円を追加し、補正後の額を96億7,200万円とすることを願います。

予算書の後ろから2枚目の事項別明細書の歳出から説明を申し上げたいと思います。

町長の提案理由の説明にもございましたように、今回は緊急的な必要最小限の補正のみとさせていただいております。まず衛生費の環境衛生費でございますが、新エネルギー導入促進事業といたしまして240万円の追加をお願いしております。これにつきましては、本年度から新たに設けました住宅用太陽光発電システム設置補助金の追加でございます。当初予算におきましては、平均的な住宅用システムの最大出力を3.4キロワットといたしまして、補助単価を1キロワット当たり3万円として、乗じました10万2,000円の10件分として102万円を予算化をいたしておいたところでございますが、5月末までに既に8件の申請がございまして、91万5,000円の補助が確定をしておるという状況でございます。さらには、現在も問い合わせが相当数あるという状況でありますことから、今回につきましては1件当たりの上限でございます12万円の20件分見合いということで、240万円を追加させていただくものでございます。

次の診療所費の医療等審議会事業29万7,000円でございますが、議案第55号で提案をさせていただきました医療等審議会の運営経費ということで、新たに委員報酬18万円のほか、事務費等を計上をさせていただいたものでございます。

それから、商工費の商工振興費でございますが、商工会プレミアム商品券発行事業補助金といたしまして30万3,000円を計上させていただいております。これは、先日も南丹市商工会の取り組みが京都新聞に掲載をされておいたところでございますけれども、同様に10%のプレミアムをつけた商品券の発行で、地元消費の拡大を図るというものでございまして、1枚1,000円の商品券11枚を1セットにいたしまして、1万円で販売されるというものでございます。総数は500セットというふうに聞いております。

補助を予定しておりますのは商品券のプレミアム部分の50万円、それに印刷費や広報経費を加えました額の総額95万1,000円の額から京都府の補助金34万4,000円を差し引きまして、残った残りの2分の1ということにさせていただいております。

なお、これらの補正財源である歳入でございますが、3ページでございます。

当面の対応ということで、財政調整基金300万円の繰り入れによりまして、収支の均衡を図らせていただいたところでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくお願

を申し上げます。

○議長（西山和樹君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 10時55分